第五条中「第十三条及び第十四条」を「第二十四条及び第二十五条」に、「窓わく」を「窓枠」に改め、同条を第六条とする。

第四条中「第十三条」を「第二十四条」に改め、同条各号を次のように改める。

一　公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校

二　児童福祉施設、身体障害者社会参加支援施設（身体障害者福祉センターを除く。）、保護施設、売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設、老人福祉施設（老人福祉センターを除き、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センターにあつては、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに併せて設置されるものに限る。）、障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設又は障害者支援施設

第四条を第五条とする。

第三条第一項中「第十一条第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同条を第四条とする。

第二条中「第十一条第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同条を第三条とする。

第一条中「活動火山対策特別措置法（以下「法」という。）第十一条第一項」を「法第二十二条第一項」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（避難促進施設）

第一条　活動火山対策特別措置法（以下「法」という。）第六条第一項第五号イの政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一　索道の停留場、車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する施設で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

二　ホテル、旅館、山小屋その他の宿泊施設

三　展望施設又は休憩施設

四　キャンプ場、スキー場、植物園、動物園その他これらに類する施設

五　観光案内所又は博物展示施設

六　劇場、映画館、演芸場又は観覧場

七　公会堂又は集会場

八　博物館、美術館又は図書館

九　体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

十　百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

十一　展示場

十二　遊技場

十三　公衆浴場

十四　飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する施設

十五　理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十六　自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの

十七　保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な施設

2

法第六条第一項第五号ロの政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）、同法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業、同条第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第三項に規定する子育て短期支援事業又は同条第七項に規定する一時預かり事業の用に供する施設、同法第七条第一項に規定する児童福祉施設（第五条第二号において単に「児童福祉施設」といい、母子生活支援施設及び児童遊園を除く。）、児童相談所その他これらに類する施設

二　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設（第五条第二号において単に「身体障害者社会参加支援施設」という。）その他これに類する施設

三　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設（第五条第二号において単に「保護施設」といい、医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）

四　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、同法第五条の三に規定する老人福祉施設（第五条第二号において単に「老人福祉施設」といい、老人介護支援センターを除く。）、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームその他これらに類する施設

五　母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二条第二項に規定する母子健康センター

六　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（第五条第二号において単に「障害福祉サービス事業」といい、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設（第五条第二号において単に「障害者支援施設」という。）、同条第二十五項に規定する地域活動支援センター、同条第二十六項に規定する福祉ホームその他これらに類する施設

七　幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校又は専修学校（高等課程を置くものに限る。）

八　病院、診療所又は助産所

（内閣府本府組織令の一部改正）

第二条　内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号㈫を次のように改める。

㈫　活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第二条第一項に規定する活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の策定に関すること並びに同法第三条第一項に規定する火山災害警戒地域、同法第十三条第一項に規定する避難施設緊急整備地域及び同法第二十三条第一項に規定する降灰防除地域の指定に関すること。

附　則

この政令は、活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年十二月十日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十二月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四百十号

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第七十号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、平成二十八年二月一日とする。

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　森山　裕

内閣総理大臣　安倍　晋三

統計法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十二月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四百十一号

統計法施行令の一部を改正する政令

内閣は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三第三欄第二号中「、同法」を「並びに同法」に改め、「各種学校」の下に「（別表第四の一の項において「専修学校等」という。）」を加える。

別表第四の一の項第三欄第一号中「同法第百二十四条に規定する専修学校及び同法第百三十四条第一項に規定する各種学校並びに」を「専修学校等及び」に改め、「幼保連携型認定こども園」の下に「（別表第五において「幼保連携型認定こども園」という。）」を加える。

別表第五第三欄第二号中「を除く。）」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　山本　早苗

内閣総理大臣　安倍　晋三